

教育職員免許法等の改正に伴う経過措置について ＜旧課程適用者向け＞

教育職員免許法等が改正されたことにより、2019年4月1日以降の入学生から新しい教職課程（以下、「新課程」という。）が適用されることとなり、従来の教職課程（以下、「旧課程」という。）から必要修得単位数や開設科目が変わります。

このことに伴う経過措置等の対応は以下のとおりです。旧課程の科目について、取りこぼしのないよう十分に注意してください。免許状取得に必要な科目を修得できずに現在の所属課程を卒業・修了した場合には、新課程が適用されるため、新たに必要となる科目を追加して修得する必要が生じます。

1. 文部科学省が定める経過措置（基本ルール）

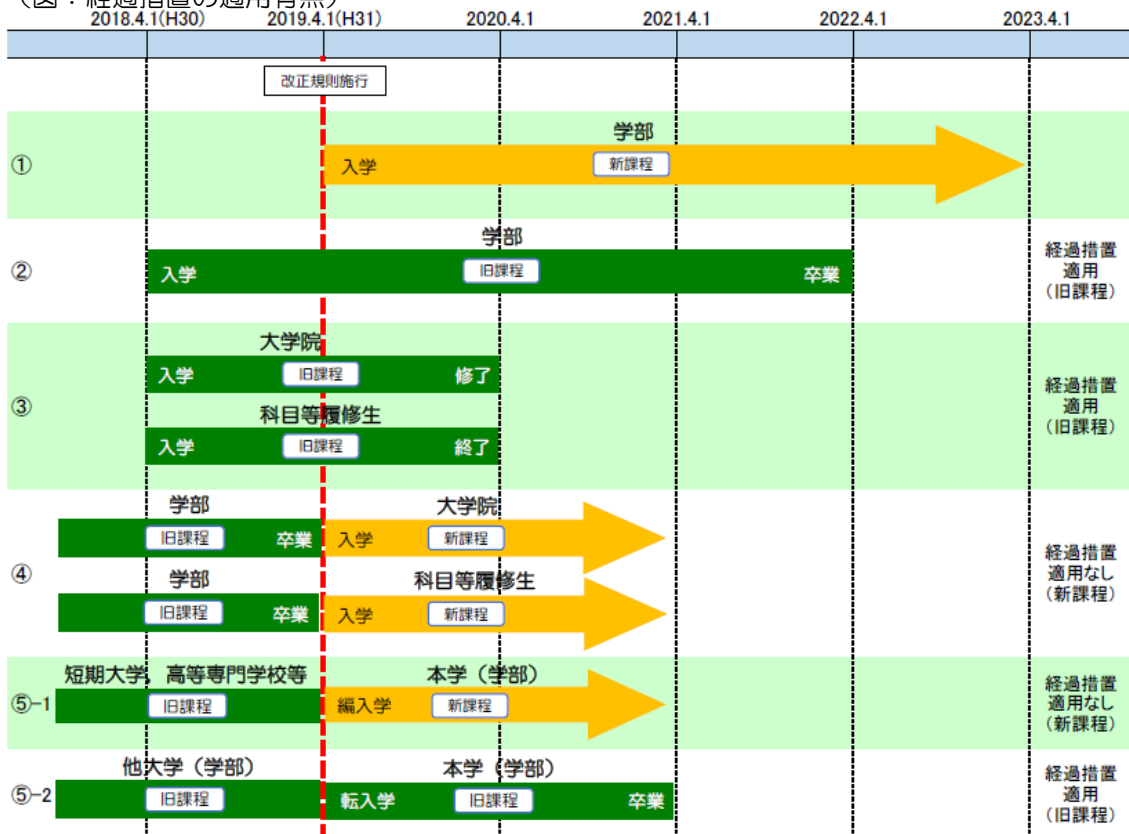
○ 経過措置の適用有無

＜＊一種免許状を取得する場合＞（※専修免許状を取得する場合については5ページを参照）

2019年4月1日以降に大学（学部，以下同様）に入学した者については新課程が適用されるが（図①の場合），2019年3月31日以前に入学し，2019年4月1日時点で大学に在籍している者が卒業までに所要資格を得た場合は，経過措置が適用され，旧課程が適用される（図②の場合）。

また，2019年3月31日以前に大学院に入学し学部聴講により教職科目を履修している者，もしくは2019年3月31日以前に科目等履修生としての身分を有している者が，修了（終了）までに一種免許状取得のための所要資格を得た場合は，経過措置が適用され，旧課程が適用される（図③の場合）。

（図：経過措置の適用有無）



一方、大学を2019年3月（もしくはこれ以降）に卒業し、間を置かず大学院に入学した者が学部聴講により教職科目を履修、もしくは間を置かず科目等履修生として身分を取得した者が教職科目を履修し一種免許状取得のための所要資格を得ようとする場合は、旧課程適用時から在学関係が終了しているため経過措置が適用されず、新課程が適用される（図④の場合）。

また、2019年4月（もしくはこれ以降）に **他大学・短期大学、高等専門学校**等から本学に編入学した者が、本学において教職科目を履修し一種免許状取得のための所要資格を得ようとする場合も、経過措置は適用されず新課程が適用される（図⑤-1の場合）。（※旧課程が適用される学年に編入学した場合でも、新課程が適用される。）

ただし、他大学から本学に転入学した場合には経過措置が適用され旧課程が適用される。（図⑤-2の場合）

○ 経過措置に伴う新課程・旧課程適用者への対応

新課程が適用される者（以下、「新課程適用者」という。）が旧課程において履修した科目については、大学が適当と認めるものは旧課程の科目から新課程の科目に読み替えることができる。（詳しくは、別資料〈新課程適用者（旧課程での修得科目あり）向け〉を参照。）

一方で、新課程の科目を旧課程の科目に読み替えることはできないため、2019年度以降、旧課程が適用される者（以下、「旧課程適用者」という。）は旧課程の科目又は、新課程の科目と旧課程の科目を兼ねる科目を修得することになる。

2. 本学における経過措置対応

○旧課程適用者の2019年度以降の単位修得方法について

1) 教職に関する科目（→新課程の科目区分：教育の基礎的理解に関する科目等）

旧課程における「教職に関する科目」（「各教科の指導法」を含む。）については、2019年度から、一部の科目を除きほぼ全ての科目を旧課程における「教職に関する科目」と新課程における「教育の基礎的理解に関する科目等」及び「各教科の指導法」（科目区分：教科及び教科の指導法に関する科目）を兼ねる科目（以下、「兼ねる科目」という。）として開講する。（※「各教科の指導法」については3ページを参照。）

これにより、旧課程適用者は2019年度以降は「兼ねる科目」を単位修得し、「教職に関する科目」に充てることになる。ただし、一部の科目については、旧課程と新課程で単位数や科目名、授業内容が異なるため「兼ねる科目」として開講しないので、旧課程適用者は単位修得に注意が必要である。

各年度の開講科目及び旧課程・新課程の対応状況については、表1のとおり（※表中の「課程」欄において「旧・新」となっている科目は「兼ねる科目」）。

（表1：各年度の「教育の基礎的理解に関する科目等」開講科目）

2018年度以前			2019年度			2020年度以降		
科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程	科目名	単位数	課程
教職基礎論	2	旧	教職基礎論	2	旧・新	教職基礎論	2	旧・新
教育原理	2	旧	教育原理	2	旧・新	教育原理	2	旧・新

教育心理学	2	旧	教育心理学	2	旧・新	教育心理学	2	旧・新
—————	—	—	—————	—	—	特別支援教育	1	新(注1)
教育制度論	2	旧	教育制度論	2	旧・新	教育制度論	2	旧・新
教育課程論	2	旧	教育課程論	2	旧(注2)	教育課程論	1	新(注2)
道徳教育の理論と実践	2	旧	道徳教育の理論と実践	2	旧・新	道徳教育の理論と実践	2	旧・新
特別活動の理論と実践	2	旧	特別活動の理論と実践	2	旧(注3)	特別活動・総合的な学習の時間の指導法	2	新(注3)
教育方法論	2	旧	教育方法論	2	旧・新	教育方法論	2	旧・新
生徒・進路指導論	2	旧	生徒・進路指導論	2	旧・新	生徒・進路指導論	2	旧・新
教育相談論	2	旧	教育相談論	2	旧・新	教育相談論	2	旧・新
教育実習Ⅰ	5	旧	教育実習Ⅰ	5	旧・新	教育実習Ⅰ	5	旧・新
教育実習Ⅱ	3	旧	教育実習Ⅱ	3	旧・新	教育実習Ⅱ	3	旧・新
教職実践演習	2	旧	教職実践演習	2	旧・新	教職実践演習	2	旧・新

(注1) 「特別支援教育」は新課程から新たに開設される科目であるため、旧課程適用者は修得する必要はない。

(注2) 「教育課程論」は旧課程においては2単位の科目として開設しているが、新課程においては1単位の科目として開設し、2019年度入学生（新課程適用者）が2年次となる2020年度から1単位の科目として開講する。旧課程適用者が2020年度から開講される「教育課程論」（1単位）を単位修得しても、旧課程の「教育課程論」（2単位）として「教職に関する科目」に充てることはできない。2019年度が2単位科目として最後の開講になるので、開講年度に確実に修得すること。

(注3) 新課程からの開設科目「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」は、2019年度入学生（新課程適用者）が2年次となる2020年度から、旧課程の開設科目「特別活動の理論と実践」に替えて開講する。旧課程適用者が2020年度から開講される「特別活動・総合的な学習の時間の指導法」を単位修得しても、旧課程の「特別活動の理論と実践」として「教職に関する科目」に充てることはできない。2019年度が最後の開講になるので、開講年度に確実に修得すること。

2) 教科に関する科目（→新課程の科目区分：教科に関する専門的事項）

旧課程適用者は、2019年度以降は、免許課程を持つ学部において旧課程の科目もしくは旧課程の科目と新課程の科目を兼ねる科目として指定された科目を単位取得した場合のみ、「教科に関する科目」として充てることができる。

「教科に関する科目」の2019年度以降の開講方法については、免許課程を持つ学部において定めているので、取得を希望する免許課程を持つ学部からの別途案内を参照すること。

○「各教科の指導法」（各教科教育法）について

「各教科の指導法」は、旧課程においては、中学校教諭の免許状、高等学校教諭の免許状ともに4単位以上を修得することとされていたが、新課程においては、中学校教諭の免許状については8単位以上、高等学校教諭の免許状については4単位以上を修得することとなった。

「各教科の指導法」についても上述の「教職に関する科目」（新課程の科目区分：教育の基礎的理解に関する科目等）と同様に、2019年度から「兼ねる科目」として開講する。

本学において「各教科の指導法」の科目として開設している「各教科教育法」は、中学校教諭及び高等学校教諭の免許状の科目（国語、社会、外国語（英語）、数学、理科）については、従来は各教科教育法Ⅰ～Ⅳのうち、Ⅰ・Ⅱ、Ⅲ・Ⅳの2科目ずつを隔年で開講していたが、新課程に移行後、2021年度からは原則的にⅠ～Ⅳの4科目を毎年度開講する。なお、高等学校教諭のみの免許状の科目（地理歴史、公民、情報、農業、商業）は従来どおり、Ⅰ・Ⅱの2科目を毎年度開講する。各科目の開講年度については、表2のとおり。

なお、外国語（ドイツ語、フランス語）及び工業の教科教育法の開講については、該当免許課程を持つ学部の教職担当係に確認すること。

（表2：各年度の「各教科教育法」開講科目）

【中・高の免許状の科目】

－：対象年度外、△：未修得の場合に修得可能

（注）高校の免許状希望者が4単位修得するための科目の組合せは次の4パターン：ⅠⅡ、ⅢⅣ、ⅠⅣ、ⅡⅢ

(1)2018年度入学生

旧科目として開講 ← →兼ねる科目として開講

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
科目名 / 学年	1年	2年	3年	4年
各教科教育法Ⅰ（2単位）	－	－	開講	開講（△）
各教科教育法Ⅱ（2単位）	－	－	開講	開講（△）
各教科教育法Ⅲ（2単位）	－	－	開講せず	開講
各教科教育法Ⅳ（2単位）	－	－	開講せず	開講

(2)2017年度入学生

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
科目名 / 学年	2年	3年	4年	－
各教科教育法Ⅰ（2単位）	－	開講せず	開講	－
各教科教育法Ⅱ（2単位）	－	開講せず	開講	－
各教科教育法Ⅲ（2単位）	－	開講	開講せず	－
各教科教育法Ⅳ（2単位）	－	開講	開講せず	－

(3)2016年度入学生

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
科目名 / 学年	3年	4年	－	－
各教科教育法Ⅰ（2単位）	開講	開講せず	－	－
各教科教育法Ⅱ（2単位）	開講	開講せず	－	－
各教科教育法Ⅲ（2単位）	開講せず	開講	－	－
各教科教育法Ⅳ（2単位）	開講せず	開講	－	－

【高のみの免許状の科目】

－：対象年度外、△：未修得の場合修得可能

(1)2018年度入学生

旧科目として開講 ← →兼ねる科目として開講

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
科目名 / 学年	1年	2年	3年	4年
各教科教育法Ⅰ（2単位）	—	—	開講	開講（△）
各教科教育法Ⅱ（2単位）	—	—	開講	開講（△）

(2)2017年度入学生

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
科目名 / 学年	2年	3年	4年	—
各教科教育法Ⅰ（2単位）	—	開講	開講（△）	—
各教科教育法Ⅱ（2単位）	—	開講	開講（△）	—

(3)2016年度入学生

年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
科目名 / 学年	3年	4年	—	—
各教科教育法Ⅰ（2単位）	開講	開講（△）	—	—
各教科教育法Ⅱ（2単位）	開講	開講（△）	—	—

○ 専修免許状取得に関する経過措置について

専修免許状の取得についても、上述の一種免許状取得の場合と同様、2019年4月1日以降に大学院に入学した者については新課程が適用されるが、2019年3月31日以前に大学院に入学し、2019年4月1日時点で大学院に在籍している者が大学院修了までに所要資格を得た場合は、経過措置が適用され、旧課程が適用される。（※）

なお、2019年3月31日以前に大学院に入学し、2019年4月1日時点で大学院に在籍している者が、大学院修了までに学部聴講による科目の修得により一種免許状の所要資格とあわせて専修免許状の所要資格を満たす場合は、一種免許状の課程についても経過措置が適用され、旧課程が適用される（p.1 図③の場合に該当）。

旧課程適用者は、2019年度以降は、免許課程を持つ研究科において旧課程の科目もしくは旧課程の科目と新課程の科目を兼ねる科目として指定された科目を単位取得した場合のみ、「教科又は教職に関する科目」として充てることができる。

旧課程における「教科又は教職に関する科目」の2019年度以降の開講方法については、免許課程を持つ研究科において定めているので、取得を希望する免許課程を持つ研究科からの別途案内を参照すること。

（※） 博士前期課程を修了した後間を置かず博士後期課程に進学した場合でも、文部科学省の経過措置では、学位課程の学修の継続にはあたらないとされるため、2019年3月31日以前から引き続き大学院に在籍していても経過措置は適用されない。